

2012年度大会

同時代史をどうみるか

さまざまな分野の研究者のとらえた日本の同時代史像

◆主旨文

同時代史学会は、歴史学、政治史、経済史、思想史、国際関係史、労働史等等、学問的なディシプリンを少しずつ異にする分野の研究者が集まって、同時代の日本と世界を歴史的にとらえようとしてきました。発足以来、大会や会誌を通して一定の研究成果をあげてきたと自負するものですが、近現代の日本を直接のフィールドとする人びとが、史的な考察を行うところに、相対的に大きなウエイトが置かれてきました。

今回の大会では、向き合う方向を逆にして、日本の近現代を直接の専門的な対象とはしていない人びとが、同時代史、わけても日本のそれをどのように考えるのか、考えてきたのか、そこに焦点をあてることとしました。

いわゆる外国史研究、ならびに日本の前近代史研究を専門とする人びとは、同時代の日本を強く意識しつつ、自らの専門とする地域、時代の歴史像を造ってきました。その背後にはそれぞれの人が生きた、生きてきた日本の同時代史像があるわけです。これらの人びとの問題関心や問題設定の仕方には、同時代、とくに日本のそれを歴史的に考察しようとする全ての人にとって、示唆的な論点、とくに自省のための視点が数多く含まれていると考えられます。

このような理解から、今回の大会では、次の方々（敬称略）にパネリストをお願いして、表題のテーマを議論することとしました。

森建資（イギリス、労使関係）
南塚信吾（ハンガリー、世界史）
小谷汪之（インド、近代社会）
久保亨（中国、現代史）
荒野泰典（前近代日本、国際関係）

パネリストの方々には、1 どのような歴史的な背景と問題関心とから、それぞれの対象に接近してきたのか、2 同時代の日本において自らの研究課題をどのように位置づけてきたのか、これら2つの点を中心にそれぞれ話してもらい、それをふまえて会場の参加者と共に議論していきたいということを伝えました。その際には、冷戦、民主主義、社会主義、経済成長、グローバル化といった用語を意識してほしいということと、日本の同時代を直接の対象とした歴史研究（日本現代史とか戦後史などと一般には呼ばれています）をどのようにみてきたのか、できるだけ批判的にコメントしてほしいということを要望しました。

会員のみなさんの積極的な参加をお願いします。

モデレーター 三宅明正

◆開催日と場所

2012年12月8日（土）

千葉大学西千葉キャンパス・人文社会科学系総合研究棟1階。

千葉大学西千葉キャンパスまでのルート、および会場の人文社会科学系総合研究棟は、以下を参照してください。会場までは、西千葉駅、みどり台駅のいずれからも徒歩10分ほどです

千葉大学交通アクセス (<http://www.chiba-u.ac.jp/access/nishichiba/>)

千葉大学西千葉キャンパスマップ (http://www.chiba-u.ac.jp/campus_map/nishichiba/index.html)

◆プログラム

9:30 受付開始

10:00 - 12:00 午前の部（人文社会科学系総合研究棟1階の4つの教室）
「自由論題」

12:00～12:30 総会（人文社会科学系総合研究棟1階マルチメディア講義室）

12:30～13:30 休憩・昼食

13:30～17:00 午後の部（人文社会科学系総合研究棟 1 階マルチメディア講義室）
大会企画「同時代史をどうみるか -- さまざまな分野の研究者のとらえた日本の同時代史像」

17:00 懇親会（人文社会科学系総合研究棟 2 階グラジュエイトラウンジ）

※資料代：500 円

自由論題第 1 グループ要旨

1. 「からだ」と「わざ」の米軍慰問——戦後芸能史断章

青木深 一橋大学学生支援センター特任講師

占領期から 1950 年代後半にかけて、日本「本土」各地におかれた米軍基地や接収建物では、日本の音楽家・芸人による米軍慰問が行われた。そのうち、ジャズバンドなどによる音楽演奏に関しては比較的知られているが、バラエティ・ショーの実態は不鮮明なままである。戦後の米軍慰問では、奇術、太神楽、アクロバット、綱渡り、足芸、糸あやつり、自転車曲芸、舞台漫画、各種ダンス、スポーツ（体操やボクシングなど）、楽器ソロや歌唱など、さまざまな芸を組み合わせたバラエティ・ショーが行われた。日本語を解しない米軍将兵を観客としたこれらの芸は、言葉による演技を主として客を楽しませるものではなく、身体と道具を駆使した演技で客を楽しませるといって特徴的である。本報告では、占領という特殊な状況下で発生した米軍慰問のバラエティ・ショーの実態を解明しながら、戦後日本の芸能史の一断面を明らかにしたい。

2. 教育勅語の戦後的再解釈とその受容

長谷川亮一

本報告では、主として戦後において神社神道関係者や政・財界人などが教育勅語の擁護・再評価を目的として作成し流布させてきた、教育勅語の各種「現代語訳」および解説書等について、その内容について検討するとともに、その流布状況についての検討を行う。1970年代に明治神宮が流布させた、いわゆる「国民道徳協会訳」に典型的に見られるように、こうした戦後の教育勅語解釈においては、徳目条項が道徳の基本として強調される一方で、天皇が臣民に対して下す言葉、という勅語本来の性格をほとんど無視するような意図的読み替えがなされる傾向がしばしば見られる。こうした意図的読み替えの分析等を通じて、戦後から今日に至る天皇制・国体論に対して教育勅語が持った意味を検討する。

3. 中国文化大革命と日本知識人—菊地昌典と新島淳良の場合—

黄芳 大阪大学 国際公共政策研究科 博士後期課程

1966年中国社会主義の「新しい発展段階」として発動され、十年後に四人組の逮捕で劇的な幕を閉じた文化大革命は、1981年に中国では全面否定された。文革について、日本の新聞や論壇は当初から強い関心を寄せたが、本報告では、文革を熱烈に支持した知識人たちの代表として二人の人物をとりあげ、その文革論の軌跡を跡づける。一人はロシア政治研究者の菊地昌典で、もう一人は中国研究者の新島淳良である。結論をいえば、かれらの文革理解は、文革の大衆動員やそのスローガンのなかに自分たちの社会主義の理想を読みとり、その逆の側面として、文革の実態に即した負の側面を見落としており、多くの誤解があったことは否定できない。しかし菊地や新島の理解（あるいは誤解）は、決してかれらの個人的な事情に帰すことができない側面がある。本報告は、この二人に代表される日本知識人の文革の理解に、戦後日本の精神史の重要な一面を読みとろうとする試みである。

自由論題第2グループ要旨

1. 戦後史における福井震災の記憶 ～震災と戦災の記憶の関係性を中心に～

高野宏康 国立歴史民俗博物館 機関研究員

1948年に起こった福井震災をめぐる記憶は、GHQ占領下であったこと、また福井空襲後の戦災復興過程に発生したことにより、戦災の記憶とは複雑な関係にある。本報告では、震災と戦災の記憶の関係性に着目し、ナショナルなレベル、ローカルなレベルの表象・実践を共に分析することで、戦後史における福井震災の記憶のあり方を考察する。

マスメディアや行政の公的な記念行事では、震災後の近代的な都市計画による福井の発展や防災が強調されがちであるが、戦災補償や福井震災後に制定された公安条例の問題、都市計画を担った熊谷太三郎市長が後に積極的に原発を推進したことはほとんど言及されない。震災・戦災の負の側面も含め資料蒐集や展示を行ってきた文化運動団体の活動、各地の復興観音での慰霊行事を中心に、震災・戦災をめぐる多様な記憶を包括的に継承してきた地域社会を視野に入れることで、福井震災の記憶の多様性が浮かび上がってくる。

2. 高度成長期の衣服産業の展開 -東京立地製造卸業者の群像-

柳沢遊 慶応義塾大学

本報告の課題は、東京のワイシャツ・紳士既製服製造業者の動向を、高度成長期の都市型衣服産業の発展構造に位置付け、彼らの経営の盛衰を規定した社会的経済的条件を解明することである。仕入問屋の選定、下請縫製業者の育成、自家工場の建設、販売先の開拓、末端市場における「流行」の把握、下請・自家工場労働者の賃金引上げ要求など、彼らの発展にあたり、クリアしなければならない制約要因は、複数あり、しかもその内容は、刻々と変化していた。岩本町や日本橋に集積した衣服生産問屋は、こうした環境にいかに対応しようとしたのであろうか。本報告はそれを明らかにし、高度成長期の都市型衣服産業史の端緒を切り開くものである。

3. 戦後の思想としての青年会議所活動

柿田肇 大阪大学大学院 文学研究科 日本学研究室 博士後期課程

青年会議所は40歳未満の会員による国籍・性別・職業を越えた社会活動団体である。男性の比率が非常に高く、また経済人を自認する中小企業家が目立つという特色をもつ。日本の青年会議所活動の端緒は1949年の東京青年商工会議所創立で、まさに日本の戦後史と軌を一にしてきた。各会議所は自治体単位で設立され、「街づくり」など地域に即した活動の他、会員研修、さらに例えば60年代に「福祉国家建設」を提議するなど、資本制の適正化を前提に会員間で国家や体制の議論を重ねてきた。他方で外部からは2世経営者の社交場のように揶揄されることも多かった。彼らの実業家的な実践知と批判性を欠く国民国家観の混在する活動に高次の運動理論の不在を指摘することはたやすい。だが多層的に戦後の公共圏に関与しながらも思想的前衛でなく民衆史の対象でもなかった青年会議所活動からは保守／革新という構図を越えた複線的な思想・戦後史叙述の可能性が見いだされる。

自由論題第3グループ要旨

1. 沖縄米軍基地の「固定化」過程—沖縄返還実現前後を中心に

野添文彬 一橋大学大学院法学研究科特任講師

今年は沖縄施政権返還40周年だが、普天間基問題をめぐる動向に示されるように、沖縄への在日米軍基地の集中は、日米安保体制や日本の安全保障政策にとって大きな問題であり続けている。そしてそもそも沖縄返還が実現した1970年代初頭は、沖縄に在日米軍基地の約75%が「集中」し、「固定化」という状況が形成された時期でもあった。この時期、日本本土の米軍基地が削減される一方で、沖縄の米軍基地はほとんど維持されたからである。従来の研究は、1969年の沖縄返還合意に至る日米交渉過程に関心を集中させ、それ以降の政治過程は研究上空白だった。これに対して本報告は、1970年代前半、ニクソン・ドクトリンや米中接近といった東アジア冷戦の変容や、コザ騒動などの沖縄現地情勢の中で、日米両政府によって沖縄基地削減が検討され、しかしそれが挫折するに至る過程を分析し、沖縄米軍基地「固定化」過程の重要局面を明らかにする。

2. 1960年前後の日中建築界の学术交流とその影響 -建築学者西山卯三を中心に

三村達也 千葉大学大学院人文社会科学研究所博士後期課程

本報告では、建築学者であり、庶民住宅研究の第一人者でもある西山卯三を中心とした日本建築界が1960年前後の中国に如何なる影響を及ぼしていたのかに焦点を当てることで、新たな史実を明らかにしたい。特に、1960年代の冷戦構造に変化に伴う中ソ関係の悪化で、それまで友好的だった中ソ間の距離が広がり、それと対照的に中国は日本建築界に触手を伸ばす。従来の研究史では1960年当時は中ソ間のみの関係に焦点が当てられ、日中間の建築界の関係や、またその関わりによって生じた影響には全く関心が向けられてこなかった。本報告では、そうした1960年前後の日中間、特に双方の建築界の関わりに関して建築学者西山の動向を中心に考察する。そうすることで、これまで中ソ関係一本であった中国建築界に対して、日本建築界がそこに如何なる働きかけを行い、どのような影響をもたらしたのか、或いはそれを中国側がどう受け止めたのかが明らかになるはずである。

3. 米国の文化外交から見た同盟国内の反米感情への対応

山本章子 一橋大学大学院社会学研究科博士課程

アイゼンハワー政権は同盟国重視の外交政策をとったというのが通説であるが、その内容は主に同盟国との軍事的負担分担の文脈で議論されてきた。本報告では、同政権の同盟国向けの文化外交を取り上げ、米国が同盟国内の反米感情に危機感を持ち、どのように対処したかを分析する。具体的には、西欧諸国と日本に対する文化外交の特徴を比較し、以下の違いがあったことを明らかにする。すなわち、西欧諸国に対しては、米国文化の流入に強い反発が起きたことから、ヨーロッパの伝統文化の分野でも米国の優位を証明することで、反米感情を解消しようとした。一方、日本に対しては、ヨーロッパ文化に対する長年の憧憬を考慮せず、ひたすら米国文化の摂取を奨励することで、親米化を促進しようとした。対同盟国文化外交における共通点としては、「米国優位」が、相違点としては、西欧諸国に対しては「理解」、日本に対しては「教育」が特徴となっていたといえる。

自由論題第4グループ要旨

1. 現代における「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の示す問題点

小川信雄

現行法令の行旅病人及行旅死亡人取扱法（1899年3月）は恤救規則（1874年）、軍事援護法（1917年公布）、救護法（1929年公布）とともに近代日本の救貧法のひとつであった。近現代日本の救貧・社会政策は、大沢真理『イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家』が近代救貧法から福祉国家へ移譲された重い社会的責務の一端であると指摘した、“right [of the poor] to relief”という認識は基本的に存在しない。現在、「貧困者」自身が扶助・救済を求める権利を持つことについて、政治・社会の認識は希薄である。戦後の公的扶助＝生活保護法の受給資格にある「親族扶養優先の原則」は生活保護バッシングを生む土台になっている。Right of reliefの認識のないことは、行旅病人及行旅死亡人取扱法が、法成立の当初にあった慈恵的な意味すらもなく、氏名や来歴など不詳のまま、摩滅し、行き倒れる、絶対的貧困以下の人々を、ただ処理するだけの法となっていることにつながっている。

2. 所有をめぐる政治 -「外国人の財産取得に関する政令」(1949年)を事例に-

安岡健一 同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科
日本学術振興会特別研究員PD

あらゆる「もの」が商品化されて所有権が設定され、それが帰属する主体が問題となることに現代政治の一つの焦点がある。敗戦後、経済復興を目的とする外国資本の導入は片山政権以来課題となり芦田政権によって強力に推進されたが、それと並行して在日外国人による財産所有への制限が実施された。このことはとりわけ旧植民地出身者及び戦前来日本に滞在する華僑にとって深刻な問題となり、制度の是正を求める運動が生じた。開国期の居留地制度から1925年の外国人土地法に至る、帝国時代の所有をめぐる政治がこの時期に大きく展開したのである。本報告は、戦後日本において「誰が」「何を」所有する権利があるのかが争われた過程を捉えるという観点から、1949年3月に制定された「外国人の財産取得に関する政令」を事例に、政策の概要と人びとの運動について検討することを目指すものである。

同時代史学会・第 29 回研究会

(2012 年 3 月 17 日 立教大学池袋キャンパス 14 号館 D601 号室)

報告要旨

維新体制期の労働政策—「国家保衛法体制」の考察

一橋大学大学院 文泰勝

近年韓国では朴正熙政権時代に対する関心が高まっている。朴政権期に対する社会的関心が高まる中で、研究者の間でも朴政権期に関する様々な研究が行われている。こうした朴政権期への関心の高まりは、同政権期が現在の韓国国家の構造を規定する重要な時代であったという点に求められるだろう。

朴政権期、その中でも 1970 年代の維新体制期は、南北の体制の大きな分岐をなした時代であり、一方で過酷な独裁体制を敷き、南北統一や反対運動を制約する時代であったと同時に、後に「東アジアの奇跡」といわれる経済発展の時代でもあった。そのため従来、朴政権、とりわけそれを象徴する維新体制については、この独裁と経済発展の両面のどちらを強調、重視するかによって大きくその評価を異にしてきたと思われる。朴政権の政治体制の要でもあり、同時に経済発展の環をなしたという点で、政治と経済発展をつなぐ位置にある労働政策に焦点をあてて分析することによって、朴政権の政治の意図と実際を浮き彫りにできるのではないかと考えられる。このような問題関心から、本報告では維新体制期の労働政策について、1970 年代初めに制定された「国家保衛に関する特別措置法（以下、『国家保衛法』）」を中心に考察した。

1960 年代に入り朴政権は経済開発政策を打ち出したのであったが、その過程で、韓国の産業構造は大きく変化した。1960 年代以降の工業化の過程で韓国の就業人口は一貫して上昇し、1963 年～1980 年のあいだに就業人口は約 1.8 倍に増加し、就業人口の構成で見れば、第 1 次産業の比重が低下した反面、第 2, 3 次産業の比重が増加したといえる（第 2 次産業の比重増加は、製造業就業者の増加が大きな要因となった）。

就業人口の変化とともに、産業構造全体も大きく転換したといえる。1960 年代以降の工業化の進展にともなって、産業別国民総生産のなかで農林漁業が占める比率が低下し、鉱工業・建設業が占める比率が急増し、1970 年代以降は、軽工業から重化学工業へと重点が移動していった。以上のことからわかるように、韓国では、1960 年代以降、それまでの農業社会から工業社会へと、軽工業中心から重化学工業中心へと産業構造が変化していったのであった。

こうした社会変動を背景にして、朴政権は、維新体制を発足させ 1960 年代の労働政策を再編することになる。朴政権は、1970 年代入り「社会不安」を理由に、「国家非常事態」を宣布（1971 年 12 月 6 日）し、同月 27 日には、国家保衛法を制定した。国家保衛法は、労働政策の面からみた場合、それ以降の労働政策の枠組みを決定した法律であった。同法とその例規では、自由な団体交渉を否認し、団体行動権も事実上凍結された（国家保衛法第 9 条と労働庁例規 103 号、105 号）。朴政権は、1972 年 12 月 27 日、維新憲法を成立させる、維新憲法では勤労者の労働基本権に法律留保を付け、公務員などの労働基本権も制限されることになった。こうした一連の流れの中で、1973 年と 1974 年に労働関連法の改正が行われる。

これらの法制度の制定・改正で注目すべきは、第一に、国家保衛法の制定によって、労働者たちの労働基本権は、60 年代に比べて、大きく侵害されたという点である。この点は、金三洙も強調するところであるが、国家保衛法第 9 条と例規によって、団体交渉権と団体行動権が否認されたことが持つ意味は、70 年代の労働組合体制の再編を検討するうえで決定的に重要であると考えられる。特に、同法によって、1960 年代残されていた民間部門でのストライキ権は否認された。朴政権は、団体交渉権と団体行動権を事実上禁止して、70 年代の経済開発計画（第 3 次・4 次）を推し進めていくのであった。

第二に、60 年代にまがりなりにも構築された産業別労働組合体制を通ずる統制にかえて、労組を企業内に取り込むものとして労使協議会を重要視することによって、「労使紛糾の企業内限定化」をはかろうとしたという点である。

しかし、こうした労働者の統合方式は必ずしも安定した労使関係を作らなかった。企業内に限定されない自発的な労働者たちの組織（当時の法律上では非合法組織となる）と運動が出現し、それが、70 年代に政府が意図した「労使関係の安定」を切り崩す要因となっていったのであった。

維新体制の労働政策の枠組みが形成されるにしたがって、その担い手である労働行政も改編された。

5. 16 クーデターが起り、朴政権が成立した後の 1963 年 8 月 31 日に、保険社会部労働局から労働庁へと機構の改編が行われた。労働庁は、2 局 6 課で構成されており、同庁の定員は 147 名であった。

その後、1972 年の「10 月維新」を画期とし、労働庁の機構はその目的に見合って再編されていくことになった。維新後の 1973 年 9 月時点で、労働庁は 3 官 4 局 22 課にその機構が拡張され、全国に 28 の地方事務所と中央職業訓練院、韓独釜山職業訓練院、産業再活院などが設置され、その定員も 853 名に増大した。労働庁は、60 年代に展開された経済開発 5 カ年計画の成立を受けて、積極的な人力開発行政を打ち出し、経済

開発の重要戦略要素として、総合的な人力管理機能を遂行するという方針を定めた。

このような変遷を辿った労働庁であったが、その変遷はいくつかの特徴を含んでいるものであったといえる。それは大きくいって5つに整理することができる。

それは第一に、労働庁が行政の中で占める位置の低さである。朴軍部政権の成立とともに、労働局から労働庁に格上げがなされたが、それはあくまでも保険社会部の中の1つの機関にすぎず、政策決定過程に参加することができるような位置にはなかった。したがって、労働庁は労働政策の大きな枠組みを決定する官庁としてではなく、あくまで大枠の労働政策に従ってそれを遂行するための位置づけを与えられたにとどまるといえよう。

第二は、一点目と関わるが、予算の不足である。1981年3月に機構再編が行われ労働庁は労働部へと昇格するのであるが、1982年度予算においても、労働部予算は一般会計予算9兆5,781億ウォン中の410億ウォンにすぎず、0.4%弱であった。

第三は、労働庁職員の不足である。例えば、1982年の時点で勤労監督官は、勤労監督課長を含めても全国に360名のみで、非農林漁業の被雇用人員（自営業主、家族従事者を除外した就業者）の中で占める比率は、0.006%程度にすぎず、勤労監督官1人が16,300名を担当することになる。

第四に、労使関係行政において、労働行政と内務行政の間の重複が多い点である。

第五は、これらの再編の結果、1960年代に労働局はほとんど労働行政を担当する機関としての機能を果たしていなかったが、維新体制期に労働庁への格上げを通じて、朴政権が推進する経済開発政策を下支えする官庁として登場したという点である。本来、労働庁は、資本蓄積規制的な政策を担当する役割を担わねばならないが、1970年代に至り、経済開発政策に適合する官庁として再編されたのであった。

労働関連法の改正、労働政策の担い手である労働行政の改編を推し進める一方、朴政権は、労働組合の政策過程への参加システムを新たに構築していった。この時期に、朴政権が構築しようとした韓国労総幹部の政策参加システムは大きく2つの方向で進められたといえる。それは第一に、議会に対する影響力行使と、第二に、行政機構への参加であった。紙幅の関係上、詳述はできないが、第一点目の議会参加とそれによる労組の労働政策への影響力は非常に限定的であったといえ¹、また第二点目の行政機構への参加も、各種審議委員会が活発に運営されたとはいえず、影響力はなかった²。

¹ 当時、唯一のナショナルセンターであった韓国労総は、維新体制期につくられた統一主体国民会議に代表を送り込むが、代議員の数やその政治的志向からみて、政治的な影響力を行使するにはいたらなかった。

² 維新体制期につくられた各種委員会でも、韓国労総自体が吐露したように、委員会の運営自体が変則的であり、その内容も労働政策の基幹部分に対する審議・検討では

まとめ

朴政権は、「祖国近代化」を打ち出し、経済開発を国家主導で推進していった。本報告で検討したことは、その経済開発を進める上で重要な労働者層に対する政策をいかに展開したのかという点であった。

本報告で検討したように、朴政権は維新体制期に労働基本権を大幅に制約し、既存の労働組合の活動領域を限定し、労働者の要求回路を遮断したといえる。また、政策に参加する制度を設けるには設けたが、その活動も活発化せず、不徹底に終わった。紙幅の関係で詳細な検討は別稿に譲らねばならないが、維新体制期の労働政策の結果、産業災害、長時間労働など、様々な労働問題が噴出したにもかかわらず、労働者の権利要求はほとんど起こらなかった。労使関係が緊張し行政が介入する場合には、行政側は使用者側に有利な方向で調整する傾向が強かったといえる。以上の点を鑑みるならば、維新体制期の経済開発の前提条件であり労働政策の特徴は、労働者たちの諸要求を抑制し、企業側に有利な労使関係を構築することであったといえる。

労働とキリスト教をめぐるジェンダー - 韓国永登浦地区の産業伝道から -

齊藤涼子 学習院大学東洋文化研究所

はじめに

韓国の労働運動史については、解放直後に盛んだった左派労働運動、あるいは女性労働者の権利獲得闘争として展開された 1970 年代の労働運動に関する研究に多くの蓄積がある一方で、朴正熙による開発独裁期のそれについては未だ蓄積が薄いと言わざるを得ない。筆者は、労働史の空白を埋める作業のひとつとして、女性労働者から韓国労働史を再構成したいと考える。

本稿では、1950 年代末・60 年代半まで労働現場(主に工場)で行われた宗教活動である「産業伝道」について、ソウル永登浦地区をケースに検討する。筆者は 1957 年頃から始まったこの活動が、朴正熙政権下で労働者の統制と抑圧に一定の役割を果たしたことを明らかにしたい。産業伝道については、改変後の「都市産業宣教」の方が広く知られているかもしれない。都市産業宣教は社会問題に積極的に関与する教会(プロテスタント)の活動である。特に、工場の民主労組支援を行ったことで 70 年代における労働運動に大きな存在感を示している。

なく、低次元の問題に限定されていたため、影響力が大きかったとはいえない。ただ、企業内の労働者の諸権利の拡充や生活問題について議論がなされていた面もあり、全体像の解明は今後の課題としたい。

一方、労働者志向が明確になる前の彼(女)らの活動についてはあまり追求されていないようである。産業伝道は朝鮮戦争停戦後の産業社会に「労使協調と産業平和をもたらす経済成長を目指す」と謳い、より直接的には、高度に都市化、工業化する社会における新しい信徒獲得をねらって 50 年代末から工場で宗教活動を始めている。のち、労働者との交流を経て、60 年代末から次第に労働運動へ関心が移り、70 年代には当局から「アカ」と名指される程に先鋭化していった。

先行研究によれば、布教を目的とした宗教活動が社会問題に関与していく過程について、教会が変化した時期は大体 60 年代末頃としているが、いずれの研究も 70 年代を主な分析対象としているため、産業伝道時代の活動は、信徒数の拡大をねらう伝統的な福音伝道であり性格としては「親経営者的かつ、労働問題には関心が薄かった」という評価である。筆者も評価としてはこれに倣うものだが、70 年代の労働運動と教会との共闘的関係を検討するには、60 年代の展開を紐解く必要があると考える。すなわち、宗教活動と労働者の関係について、当時の社会状況にてらした具体相の追求をおろそかにする限り、「70 年代に急激に教会が労働問題に接近した」という単線的理解にしかならないからだ。

以上をふまえて本稿では、宗教活動を中心に、60 年代の労働について「抑圧」をキーワードにジェンダーの問題を考えながら追求する。

筆者がジェンダーの視座を備えたいと考えるのは、70 年代中頃まで、女性が工場労働の主力だったからである。70 年代後半に重工業開発が本格化するまで、韓国経済の工業部門は軽工業によって支えられた。60 年代後半からの輸出志向型経済政策期には、特に繊維業に集約的な労働力動員が行われたが、そこに安価で豊富な労働力として従事させられたのが、主に若年かつ未婚の女性であった。

本稿は、ソウル有数の工業都市である永登浦から産業伝道の実相に迫ることを目的としているが、同時に、韓国社会における労働とキリスト教をめぐるジェンダーの問題も読み解きたい。

0：1960 年代の韓国社会における労働

韓国の労働運動は、解放後に一時左派労働運動が盛んになった後は、米軍庁による組織解体に遭い、その後、「4.16」で春の兆しを見せるも、朴正熙によるクーデターでまた冬の時代を迎えるようになった。経済部門では、輸出産業工業団地開発造成法(64 年)、外貨導入法(65 年)が制定されたことから本格的に輸出志向型工業へ転換した。

本稿では日韓条約発効やベトナム派兵による外貨導入の道が開けたことを契機として開発独裁が本格化した時期が、現在にも続く問題を提示する重要な時期と考える。すなわち、朴正熙のみならず当時の政治・経済・社会を主導した人物の多くが親日派であり、日韓条約が彼らと日本との癒着を確かなものとしたこと、その意味で開発独裁

の議論は植民地主義をめぐる日本史の問題でもあるという立場に筆者が立つからである。

さて、離農と都市就労はすでに 60 年代初から顕著になり、朴正熙政権のもと工業化政策による「漢江の奇跡」が達成されるが、これは民衆生活の豊かさとは別だった。それは「輸出による工業立国」のためには低賃金と抑圧的な労働環境が必定だったからだが、こうした労働をめぐる状況を支えたのがジェンダーによる秩序だった。繊維業生産工を例にとれば、ミシン工・補助工・見習工がほぼ女性である一方、裁断士・裁断補助は男性で構成され、さらにミシン工・補助工・見習工の賃金が請負制であるのに比し、裁断士は定額の月給を支給された。また裁断士は 20-30 代男性が務めるのに対し見習工の大半は 12-13 歳の少女だった。すなわち、抑圧的な労働環境は階層から成るジェンダー秩序にあったといえる。

1：産業伝道と労働者・機関紙『産業伝道』から

このような労働環境に「福音伝道による労使協調と経済成長」を目的として始まったのが、教会による産業伝道活動だった。この活動は 1948 年に世界教会協議会が 20 世紀の教会の新しい課題として「工場における労働者に伝道する」ことを宣言してから世界的に始まったが、韓国における始まりにはアメリカ長老会の影響が大きかった。1957 年にアメリカ長老会総会の決定により牧師ヘンリー・ジョーンズがアジアに派遣されるや、韓国のイエス教長老会(最大会派)はこれを機に産業伝道事業を本格化した。研究院の設置、指導者養成、各地区の組織化を経て、各地の工場に実務者(労働現場で働きつつ信徒をまとめる役割)を派遣した。本稿で扱う永登浦については 1958 年「永登浦と安養地区に女性伝道師 3 名を派遣した」とあり、ここから永登浦における産業伝道が本格的にスタートした。

永登浦における産業伝道については機関紙『産業伝道』(発行 1964-69)に詳しい。発行元は永登浦の各工場で働く一般信徒によって構成された産業伝道連合会(以下、連合会)であり、会員は「産業人(主に労働者)であればどの工場の従業員でも加入できる」とした。内容は連合会役員である牧師らの説教、工場サークルの動向、会員の消息などであり、「最悪の経済状況から脱出するための労使協調と労働者信徒間の交流」を目的とした。実際、活動は定期的に経営者を含む全従業員で礼拝を捧げる牧会が中心となり、信徒向けに図書室や講座の開設も行われた。1964-65 年には工場内信徒サークルも活発に形成され、礼拝や学習会、慈善活動の他、親睦会、音楽会、ハイキングまで行われるようになる。

こうして活動が活発化する中、これが労働者に様々に抑圧を課していたことは重要である。それというのも、産業伝道において重要視されたのは労働者よりも経営者との関係だったからだ。工場で牧会活動ができるかどうかは経営者らの裁量が大きく、

またキリスト教の伝統的な労働倫理は概ね好意的に受容された。『産業伝道』から確認すると、礼拝や講座は大半が始業前や昼食時、終業後に行われた。この傾向は寄宿舎生により顕著で、日曜日の早朝に礼拝をさせられる事例まである。宗教活動は時間外の労働統制にもなり得たのだ。さらに工場サークル活動は常に経営者の監視下にあった。礼拝が経営者同席の下で行われるのはもとより、サークルの発足や活動に経営者が介入することもあった。これらは実務者の職位とも関係し、舎監や管理職だった例など、経営者により近い立場にいたることができたのも重要である。

朴正熙政権との関係でいえば、上述の企業主は政権の支持者・受益者だった事例が多く、親日・親米派として政権下で順調に潤ったことが見られる。また、こうした人物はミッション系学校の幹部を務めることもあった。そもそも韓国の教会が政権に親和的だったのであり、産業伝道が労働者統制・抑圧的な側面を有していたのも当然といえる。

2：労働とキリスト教をめぐるジェンダー

ジェンダーの視点からこの問題を見るなら、この時期の女性労働者-女工が、社会的に他者化されていたことが重要である。「女工」は「乱れた性の持ち主」と見做されたが、実に新聞記事から見えるのは性にまつわる「不道德な女工」と「虞犯地帯」である労働環境だ。しかし、そもそも彼女たちの生活環境は性暴力の被害を受けやすかったのである。例示するなら、彼女たちは工場主からあるいは帰宅途中でレイプに遭うことがままあった。これは解雇の恐怖を利用した暴力と恒常的な夜間労働に因む被害の実態だが、サバイバーには事件公開がネガティブに作用した。煽情的な文言は「虞犯で猥雑」な工業団地イメージと「乱れた」女工イメージを浸透させ、「健全な表社会」と差別するようになったのだ。

このような視線は『産業伝道』にも共有される。女性労働者を対象にした教養講座は「いずれ家庭に入る」女性を想定しつつ「不純な精神を純化」する目的を持っていた。むしろキリスト教倫理からすれば「罪の女」の改悛は重要だった。これは講座内容にも表れ、「淑女班」の名称の下、「家事と社会常識」を教育する事例、「美容や女性の礼儀」を学習する事例があり、教会から工場に家庭雑誌が配布されることもあった。また、教会がよしとした女性像を「亡き夫の母に尽くした」ルツ(旧約聖書)と表現したことも重要である。少なくとも、産業伝道を展開した教会では通俗道徳的なジェンダーを宗教倫理と親和させていたのである。

おわりに

主にソウル永登浦地区における産業伝道活動の検討から、特にジェンダー秩序において抑圧がどのように作用したかを中心に考察した。70年代には「労働者志向的」な教会活動が60年代には保守運動として女性労働者に対する心的統制の一部となったことを明らかにしたつもりである。

今後の展望を示すなら、教会活動にどのように女性労働者が主体的に関わったのかということである。実際、教会や夜学に通うのは女性の方が熱心だったようだ。教会は彼女たちの知的欲求を満たす場であり、自己の尊厳回復の場でもあった。もちろん、彼女たちの主体性とは無関係に、教会や経営者がその熱心さを利用した側面は見逃せないが、「女性労働者にとっての教会」がどのようなものだったのかは今後の課題としたい。

最後に議論に絡めていくつか述べたい。まず、朴正熙政権をどう分析するかは日本史の課題でもあるということだ。解放後も親日派が政治・経済・社会の中心を担い、民主化が阻害されたことは、日韓条約が開発独裁の道押し上げたと同時に、政財界の日韓癒着を確実にしたことと同じ出来事である。このような植民地を失っても続く植民地主義の問題に日本史も無関心ではいられないだろう。

次に、「抑圧と権利の構図を超えて」という議論についてだが、この議論は「抑圧と権利」という論点を「古い」議論だとし、これを超えた視点を提示することが「新しい」課題だとするものである。朝鮮史の文脈でいえば、「超えて」論は20年来続けられ、結局何も超えていない、むしろ古色蒼然とした議論に見える。「新しい」枠組みを提示するなら、「古い」分析枠がなぜ今も有効な枠組みとして用いられているのかに向き合うべきだろう。「抑圧と権利」は超えるものではなく向きあうものであり、現在においてなお問い続けている「古くて新しい」課題なのである。

同時代史学会・第30回研究会

(2012年7月7日 立教大学池袋キャンパス12号館第1・第2会議室)

報告要旨

日本における資源・エネルギー構想の変遷 1945-1960 - 安藝皎一と大来佐武郎を軸に

小堀 聡 (名古屋大学)

周知のように、「戦後」日本の経済成長は海外資源への依存を深めるかたちで進展した。とはいえ、これが政策方針として確立されたのは「敗戦直後」ではなく、国民所得倍増計画と貿易自由化とが決定された1960年のことである。それまでの15年間は、国内資源開発（石炭・水力発電）への高い期待が示されるとともにそれが次第に後退していく過程の時代であった。この内実をどう評価することができるであろうか。本報告では、エネルギー・資源政策の立案に深くかかわった2人の技官—安藝皎一と大

来佐武郎一に着目し、彼らの構想を内在的に検討することを通じて、敗戦直後から60年までにかけてのエネルギー政策構想の変遷および特徴の把握を試みる。彼ら2人は47年設立の資源委員会（49年に資源調査会に改称）に深く携わっただけではなく、のち安藝は科学技術庁で原子力政策に、大来は経済企画庁で国民所得倍增計画策定にもそれぞれ大きく関与した。経済復興から高度成長への移行につれて資源・エネルギー構想がどう変化したのかを探るうえで最適な人物である。以下、①国内炭・水力を中心とする国内資源開発が活発に模索された時期（50年代前半まで）、②エネルギー需要の急増見通されるなか、あらゆる国内資源の増産（石炭・水力・原子力）とエネルギー輸入力の増強が模索された時期（50年代後半）、③国内資源開発の縮小・放棄と輸入資源への依存を通じた経済成長という方向性が決定された時期（60年前後）に分けつつ、検討を加えたい。

1. 国内資源開発の構想と現実（1950年代前半まで）

1940年代後半から50年代前半にかけての資源政策を象徴する組織が資源調査会である。設立のきっかけは、GHQ/SCAP天然資源局技術顧問アッカーマン（Ackerman）と大来・安藝との出会いである。彼らが会談を重ねるなかで、資源計画のための機関を設立する構想が浮上し、47年12月、安藝を事務局長とする資源委員会が経済安定本部に設置された。

大来や安藝が国内資源開発に関心を抱いた背景は、①植民地の喪失による資源の喪失、②国際市場の不安定性、③輸出増加のみでは国際収支均衡・失業対策を実現できないという懸念、であった。とくに注目すべきは③で、これは②の解決後にも残る根本的な問題と考えられていた。そして、これらへの対策として、開発計画のための基礎資料を整備し、総合的・長期的な計画を樹立することによって、国内資源の経済的な利用を実現することが目指された。

では、資源調査会はどのような活動をなし得たのであろうか。その最大の業務である「勧告」作成の特徴についてみる。勧告の内容は、①基本資料の整備、②調査方法の統一と合理化、③生産力の拡大、④生産力の保全、⑤資源利用の合理化、⑥資源調査研究の総合化・組織化、と多岐に及んでいたが、これらのうち具体的に勧告したのは⑤が大半であり（代表例が鉄道電化）、最も重要な③生産力の拡大については、ダム建設に伴う補償に関する提言を作成するくらいにとどまっていた。事実、安藝は国内での経済的な資源開発が困難であることを1950年代前半の時点で既に自覚している。石炭は欧米諸国に比べて質・量ともに貧弱であり、水力でも経済的な貯水池建設は困難だと考えられていた。このため、「想像している以上に、日本のエネルギー価格は急に上ってくる」というのが安藝の予想であった。

2. 原子力への期待の後退と産業構造の再考（1950年代後半）

国内資源への懸念が解消されないなかで、1950年代後半になるとエネルギー需要の急増が予測されるようになった。こうしたなかで浮上したのが原子力である。安藝は54年3月の原子力予算成立直後から原子力への期待と決意を表明し、翌55年の第1回原子力平和利用国際会議には日本代表として出席した。だが、56年の第5回世界動力会議総会に出席して以降、安藝は原子力の実用化には長い時間がかかることをむしろ強調するようになる。これは、放射性廃棄物などの問題に解決の目途がつかないことを懸念したためであり、当時原子力発電の導入に前のめりになっていた電力業界とは対照的な姿勢であった。そして安藝は、原子力実用化までの間に既存のエネルギー源でどう対応していくかを論じることに、言説の力点を移したのである。

しかし、先述のように日本での経済的な資源開発は困難と考えられていた。そこで安藝が目にしたのがエネルギーの消費構造である。1人当たりGNPと同エネルギー消費量を国別にみると、日本はエネルギー多消費的であり、その原因はエネルギー多消費的な産業構造—具体的には電気冶金・電気化学の比率が高いこと—にあると安藝は論じた。

この問題の解決策として彼が考えたのは低廉豊富に原料を有するアジア諸国との関係強化であった。開発計画においてこれら諸国との連携を深めつつ、エネルギー多消費産業の移転を進めることに希望を見出そうとしたのである。

産業構造への関心は当時大来が計画部長を務めていた経済企画庁も共有している。経企庁はやはり電気化学・電気冶金産業におけるエネルギー多消費性に注目し、産業構造の転換を通じたエネルギー附加価値生産性の向上を主張した。ただし、その解決策として強調されたのは国内機械産業の育成であり、安藝のようなアジアへの視点は盛り込まれなかった。この違いとして指摘されるべきは、国際貿易の動向に対する見通しであろう。安藝が欧州などでの地域内貿易の成長が日本の貿易拡大を阻害すると考え、その対策としてアジア諸国との連携強化を打ち出したのに対し、大来は機械輸出を通じた外貨獲得→資源の輸入という解決策を見通していた。

ただし、1950年代後半の時点ではまだ、雇用の吸収源としての国内資源開発の意義を安藝も大来も認めていた。これが変化をとげたのが、まさに60年前後なのである。

3. 石炭生産の縮小と輸入原油への依存推進（1960年前後）

1960年頃になると、安藝は従来示していたようなエネルギー供給への不安を次第に表明しなくなった。これをもたらしたのは、原子力に代わるエネルギー源＝石油の登場である。60年以降、安藝は東南アジア開発への関与を強めるものの、それと日本との関係についての関心は希薄化し、日本の資源・エネルギー問題に関する論考は急減

していった。

これに対して、海外資源依存における日本の有利性を発見したのが大来であった。大来は1958年の海外視察を機に日本への認識を転換し、人口過多、土地不足、資源不足という「従来日本の経済についていわれていた三つの悪条件というものが、一般に考えられていたほどの不利な条件ではなくなってきた」と結論づける。これらのうち資源については、船舶大型化による輸送コスト＝輸入価格低減を評価するとともに、良好な海岸線を有する日本は船舶大型化にとって欧州よりもはるかに有利だと論じた。また、従来の懸案であった雇用問題についても、低廉な輸入資源の活用によって輸出は増加し、総雇用も増加すると結論づける。安藝がエネルギー革命を追認したのに対して、大来はエネルギー革命の推進を論じたのである。

最後に、こうした一連の過程をみて気づくのは、経済合理性を前提とした資源開発が一貫して構想されていたことである。従来、資源調査会の成果としては「資源の総合的利用」（多目的開発）を掲げたことがしばしば高く評価されてきたが、それは決して最終目的だったのではなく、経済自立に資する国内資源開発を行なうための手段に過ぎなかったことが留意されるべきであろう。また、エネルギーセキュリティに関する議論も本格的には展開されなかった。エネルギー革命に対して、国内資源の総合的利用・保全や資源ナショナリズム（1960年9月にはOPECが既に結成されている）といった観点からの検討を安藝や大来が行なった形跡を見出すことは難しい。50年代末葉に貿易自由化と完全雇用とが次第に見通されるようになるにつれ、彼らの経済合理的な資源構想が国内資源開発から国内資源放棄へと転換していったのは、まさに必然であったといえよう。

第二次大戦後の温泉地における集中管理事業の展開

一橋大学大学院経済学研究科 高柳友彦

本報告の課題は、利用客増大や源泉の利用形態の変化に直面する温泉地において、源泉をどのように確保し、また安定的に供給していったのか。持続的な利用や調整を行うために採用された温泉集中管理事業に注目し、第二次大戦以降の温泉地における資源管理のあり様を明らかにすることにある。

温泉資源は、漁場や林野と同様、人々の生業や生活に欠かせない資源として、古くから地域住民の共有資源として利用されてきた歴史を有し各地で湯治場が開設されていた。今日のような機械設備がなく、自然湧出の源泉に頼っていた近世期には、湧出する貴重な源泉は共同湯（外湯）において利用されていた。

近代以降、温泉地をとりまく状況の変化は源泉利用に大きな影響を与えた。その変化の一つとして利用客数の急増があげられる。明治期に全国で約 400 万人であった利用客数は、交通網の進展による都市と温泉地との時間短縮や費用低減。そして生活水準の向上に伴い 1930 年代には 2600 万人、第二次大戦後、高度成長期には 1 億人を超えるまで増加した。近世期まで湯治療養の場であった温泉地は、観光行楽の場へとその役割を変化させたのである。加えて、利用客の増加に伴い、旅館内に浴場を設ける内湯が全国に普及した。利用客の増加に直面した多くの温泉地では、旅館やホテルの新規開業や旅館規模の拡大、内湯の普及によって、より多くの湧出量が必要となる事態となり、湧出量の増加を目的とする新たな源泉開発が進展した。しかし、源泉開発の進展は、温泉資源が有する特徴から、利用をめぐる紛争や対立といった矛盾を生じさせてしまった。

温泉資源は、地下で水脈がつながっているなど、利用者相互間の関係性が強いという特徴を有する。仮に、土地所有権に基づき源泉開発が無制限に行われた場合、開発者や周辺の源泉利用者との間で湧出量の減少や温度の低下など、源泉利用をめぐる対立が生じてしまう恐れがある。持続的な利用を必要とする温泉地では開発が進展することで、資源の枯渇などの問題を引き起こし、地域社会の混乱を招く結果となる。したがって、本来、一定の秩序のもとで利用・開発が必要な源泉利用は、源泉の開発と保全との調整を維持しながら、地域社会の社会集団といった何らかの主体によって秩序づけられる必要がある。

報告者は、これまで利用客が増加する中、源泉をどのように利用・管理していったのか、静岡県熱海温泉を事例に、開発による源泉利用の対立・紛争を克服していく過程を明らかにしてきている。そこでは、利用秩序を維持するための主体（熱海温泉では財産区や熱海町）が行政機構（主に県行政）の政策を支えとして利用秩序を安定させる担い手として機能したこと。加えて、町行政（後に市行政）が効率的かつ安定的に源泉を利用する仕組みであった温泉配給事業を行うことで、熱海温泉の高度経済成長期以降の発展を支える基盤となったことを明らかにした。近代以降の温泉地は、開発の進展による利用者間の対立（私人間の利用（権利）の調整）に加え、利用客数の増加、源泉利用の変化の中で、温泉地全体の資源管理（源泉の効率的な利用）の問題に直面したのである。全国各地の温泉地は、発展のあり様が異なる中で（交通機関の整備や温泉開発等々）、利用の対立と資源不足といった課題を抱えその克服に努めることとなった。

本報告では第二次大戦以降、利用客増大や源泉の利用形態の変化に直面する温泉地において、源泉利用にどのような問題があったのかを明らかにするとともに、源泉の持続的な利用や調整を行うために採用された温泉集中管理事業（資源管理のあり様）

に注目する。集中管理事業とは「一つの温泉地において採取される温泉を、単一の管理体が管理し、合理的な配湯システムを設定することによって温泉の最も効率的な消費を行う、源泉を一元化して管理する仕組みである（集中する範囲や規模、方式は温泉地によって異なる）」と定義される。現在、集中管理事業を採用する温泉地は全国に100ヶ所を数える。この集中管理事業が持つ意義とその役割について、浅虫温泉を事例に（報告では伊豆長岡も簡単に紹介）第二次大戦以降の温泉行政との関わりから明らかにしていく。

第二次大戦以降、利用客数の急増に伴い源泉開発が進展し新たな温泉地が各地に誕生した。1954年に1317ヶ所であった温泉地数は、現在3000ヶ所にまで増加し、源泉数も1957年11,511ヶ所から2010年27,521ヶ所に増加している。こうした温泉地、源泉の開発は、1948年に制定された「温泉法」の下で行われた（第二次大戦以前は、源泉開発・利用の取締について各府県の行政機構に委ねられ、規則内容や基準を統一的に定めたものが「温泉法」であった）。「温泉法」の目的は「温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること」とされ、温泉湧出のため土地を掘削する際に都道府県知事の許可や諮問機関として温泉審議会を設置することが定められていた。ただ「温泉法」は、源泉の権利保護を定めたものではなく、掘削許可に関する行政法であり、加えて、多くの都道府県では掘削に関する許可をほぼ無条件で認める傾向にあった。多くの不備がみられた「温泉法」は、開発や利用に伴う様々な問題を引き起こしたため、日本温泉協会などでは、乱掘・温泉源の保護等を訴え、度々政府に陳情・決議を行った。

1950年代半ば以降、開発の進展に伴い源泉の枯渇や利用上の対立が先鋭化する温泉も数多くみられるようになった。実際、厚生省がまとめた資料でも1962年当時、枯渇が危惧されている温泉地として浅虫温泉、飯坂温泉、東山温泉、鬼怒川温泉など30か所の温泉地が取り上げられている。利用の対立が深刻化する温泉地も芦原温泉、湯村温泉、浅間温泉など20数か所が把握されていた。前者は、水位や温度の低下、動力使用に伴う利用者相互の影響が問題となり、後者では開発の不許可に対する裁判や新規開発源泉による既設源泉への影響等が問題とされていた。このように、1960年代初頭以降、源泉の枯渇、温度の低下といった事態が問題となり、多くの温泉地ではその対応を求められ、源泉調査等が実施された。いくつかの温泉地では、源泉を効率的に利用する仕組みとして集中管理事業の取り組みが注目され、導入に向けた動きがすすんだ。中でも早くから集中管理事業を導入したのが青森県の浅虫温泉であった。

浅虫温泉は近くの夏泊半島とともに青森県内有数の観光地として知られ、その歴史は古く平安時代までさかのぼることができる。温泉地の発展は、第二次大戦以降の利用客数の増加によってもたらされ、旅館の施設拡大と同時に源泉利用のあり様も変化

した。1949年132ヶ所であった利用可能な源泉数は、1952年に119ヶ所、1961年に105ヶ所へと減少した。自噴源泉が減少し、ポンプによる汲み上げが一般的となったため、湧出量自体も減少傾向となった。実際、無理な採取で海水面よりも低い位置にまで水位が低下し、地下水や海水が入り込むなど源泉の温度も低下した。源泉の温度低下、不足が問題となった1958年には浅虫温泉統合促進委員会が設立され、温泉統合へむけた実態調査や話し合いが、地元住民、旅館関係者、村議会、学識経験者が参加した委員会で行われた。加えて、1963年には青森県が浅虫温泉の源泉の使用状況に対して、危機的状況に陥っている旨を警告している。そして、青森市行政の主導の下、統合計画を推進し商工観光課内に「浅虫温泉統合係」を設置して基本計画案等が作成された（1962年に浅虫温泉のあった野尻村は青森市と合併している）。上記の計画は、1966年に浅虫温泉事業協同組合が設立され温泉統合へ向けた工事を実施することで実現し翌年から源泉の給湯を開始した。

浅虫温泉の集中管理事業では、高い温度の源泉15か所のみを使用し、残りは組合員が使わないように組合が鉱泉地の借り上げ規約を作成し賃借契約を結んだ。湧出する源泉を集中的に集めかつ受給者がメーターで利用する仕組みを構築した結果、源泉の消費量は従来の半分で済むようになった。利用可能な源泉や湧出量が減少する中、集中管理事業は源泉の効率的な利用を実現したといえる。ただ、事業協同組合には、いくつか問題も残されていた。第一に経営主体の問題があげられる。浅虫では、地元集落の共有財産としての性格を重視し、市ではなく中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合が事業の担い手となった。資金は高度化資金（中小企業近代化資金助成法）と銀行借入から調達している。第二に温泉の権利関係の問題があげられる。利用者ごとに持っていた権利（鉱泉地の場合、湯の場合など）や投下した資本の価値が異なるなど、既得権者への対応や源泉の権利関係、配湯の基準量をどのように決定するのかという問題が残った。第三に組合員の要件等の問題があげられる。一部の未加入者、旅館事業者と一般住民の温度差、地元には不在の組合員の存在等である。当初、集中管理事業に積極的で委員会の役員を務めていた人物を中心に10名程度が組合に不参加するなど組合への参加、脱退の自由が認められていたため、関係者全員が集中管理事業に関与することができなかった。加えて、組合員間においても旅館事業者と一般住民との間で使用料や運営に関する意見などが対立する可能性も存在し、必ずしも集中管理事業の運営が安定的に行われる保証はなかった。

以上のように、源泉不足に見舞われた温泉地で採用された集中管理事業は、権利関係や組合運営の問題を残しながらも、効率的な源泉利用を可能にすることで温泉地の存続に寄与したといえる。今後は、こうした様々な事情を抱える温泉地の源泉利用を当該温泉地の経済・社会構造との関連で分析していく必要があるだろう。

同時代史学会・関西研究会第4回 彙報

(2012年4月29日 機関紙会館3階 日本史研究会事務所会議室)

櫻澤誠著『沖縄の復帰運動と保革対立 沖縄地域社会の変容』(有志舎、2012年) 書評会

評者 戸邊秀明氏(東京経済大学) 三輪泰史氏(大阪教育大学)

初めに戸邊氏が本書の概要をまとめ、著者による史料渉猟の努力と実証的な叙述を評価した上で、(1) 米軍・冷戦への言及が乏しい (2) 財界の位置づけが不分明であるという課題を指摘した。さらに本書への違和感として、(1) 研究史整理で主に新崎盛暉批判を展開しているが、本書との関連では鳥山淳と向き合うべき (2) 保革対立軸の形成過程という課題設定によって1950年代の位置づけがわかりにくい (3) 教員の分析は本書の叙述の終点である1968年以降がむしろ重要 (4) 「島ぐるみ」とは結局何だったのか、タームを遡及させることへの危惧等をあげた。

続いて三輪氏が社会運動史研究の観点から、本書によって運動史研究が再活性化したとの感を強くしたと歓迎の意を表した。その上で、沖縄ナショナリズムの解明が不十分であるため、運動を展開した青年教員の思いが浮かび上がってこない、そのため何故「島ぐるみ」復帰運動となったのか理解しにくいとの不満を述べた。

討論では副題の「地域社会」の定義、本書の記述が1968年で終わることの妥当性、青年教員の多様性と学生運動が与えた影響、聞き取り資料の扱い等について質疑応答が交わされた。全体的に運動史研究者の発言が活発で、盛況のうちに閉会した。(文責・富永望)

同時代史学会・関西研究会第5回 彙報

(2012年7月29日 関西学院大学大阪梅田キャンパス 1401)

山本昭宏氏『核エネルギーの戦後史』(人文書院、2012年)
の新著紹介～言説史を構想する～

報告者 山本昭宏(京都大学)

3.11 と呼ばれる2011年の一連の災害は、歴史や思想の分野にも大きな衝撃を与え、一年以上経った今でもそれは変わっていないといえる。そのような状況の中で、山本昭宏氏を招き、新著を取りあげたことの意義は大きかったであろう。報告ではまず、

著者から、著作を書くことになったきっかけや背景が述べられ、そのあとに内容紹介がなされた。そこで山本氏が強調されたのは、著作では言説の参照関係や歴史的背景を辿るという方法によって、戦後日本の「記憶」（特に被爆の記憶）のあり方と、「原子力の夢」の語られ方とを並べつつ取り扱った、ということであった。山本氏が言説に着目したのは、人文科学の対象であった被爆経験やその記憶と、科学史の分野である核エネルギーの開発史を同列に捉えるため、著作からも両者の重層的な関係性が浮かび上がってくる。

一方、内容紹介では各章ごとの要約というかたちで報告がなされた。特に、科学者や運動の立場より発せられた言説を取り扱う前半の章から、フィクションを取り扱った後半の章へと移行していく著書全体の見取り図を明確に示されたことは、山本氏の言説分析を手法として核エネルギーの戦後史を書こうとする意図がはっきり伺える報告だった。

質疑に移ると、著作の中の具体的な対象についての言及がなされた。特に、科学者の言説や大手メディアを取り扱った著作前半部よりも、被爆地広島をテーマとした文学作品や、サークル活動、あるいは原水爆をテーマとした映画についての質問が多く見受けられた。このことは、科学史や政治史からの 3.11 への言及が多い現在、それらとは異なる視点の必要性が共有されていたのだといえよう。

他方で、原水爆をテーマとした亀山郁夫や黒澤明の映画に関する質疑では、その受容のあり方や黒澤が監督した「生きものの記録」をどのように掘り下げるのかという質問が出たが、これらの質問は言説に着目するだけでは見落とされがちな、核エネルギーをめぐる資料がもっている多様な視点のあり方を示唆するものだろう。山本氏はこの点に関して結論を述べることを留保したが、3.11 を「同時代史」としてどのように扱うのかという点に関して、今回の会は問題提起の多い場ではなかっただろうか。（文責・鎌倉祥太郎）

戦後総同盟と高野実：生産復興運動と「民族」言説から

報告者：鎌倉祥太郎（大阪大学大学院文学研究科）

今回の報告「戦後総同盟と高野実：生産復興運動と「民族」言説から」は、これまで総評事務局長時代のものに偏ってきた高野実研究の間隙を埋めるべく、戦後の労働組合運動において日本労働組合総同盟（総同盟）が果たした役割を考察しつつ、総同盟のなかで高野実が占めた位置に関して仮説を提示するものであった。

報告の前半部では、大阪産業労働資料館（エル・ライブラリー）所蔵の資料から、

関西における生産復興運動の実態（第二回生産復興運動大会の様子など）が紹介された。堅苦しい運動ではなく、娯楽性を兼ね備えた日常的な場であったことが運動の継続に寄与したのではないかと報告者は述べた。報告の後半では、生産復興運動が運動の方針を語る際に多用した「民族」という言葉に焦点が当てられた。高野実の戦略について、資本家階級と労働者階級との共闘の場として「民族」という言葉を立ち上げたという考察がなされた。その一方で、高野実の行動を追うと、それは決して首尾一貫したものではなく、状況依存的に立ち回っていくというものであったという見取り図も提示された。

報告後の質疑応答では活発な議論が展開された。総同盟や経済復興会議に関する資料状況や先行研究についての質問から、同時代の左翼団体はどのような文脈で「民族」という語を使っていたのかを見なければ高野の独自性を測定できないという疑問、総同盟と全日本産業別労働組合会議（産別会議）との間にどれほどの違いがあるのかという質問、さらには戦中の労働運動からの連続性を重視すべきであり、戦後だけを見ても労働運動は評価できないのではないかというコメントまで、様々な角度から意見が出された。（文責・山本昭宏）

編集後記

残暑に辟易していたと思ったら、いつのまにかキンモクセイの香る季節になっていました。体調管理に万全を期したいところです。

さて、ニューズレター21号をお届けします。紙面の都合上、研究会の参加記は、次号にまとめて掲載することにしました。ご承知おきください。

それにしても、ゴロツキに睨けられた外交問題があちこちに飛び火し、民間交流に影を落としています。そんなことに動ずる私たちではありませんが、「死もまた社会奉仕」という石橋湛山の名言を、いずれお見舞いしたいと切に願うものです。そんなゴロツキが、不断に湧き出て来るこの状況をいかに改善したらよいか。当会の活動が、その一助になればと思います。(及川英二郎)

同時代史学会 News Letter 第21号

発行日 2012年11月5日

同時代史学会

連絡先：〒214-8580 川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

TEL 044-911-0564

nagae@isc.senshu-u.ac.jp